

道路占用許可申請及び法定外公共物占用許可申請の留意事項について

◎趣旨 令和6年4月1日から一部取扱いを変更する道路占用許可申請及び法定外公共物
占用許可申請の留意事項を整理するもの

1 申請時の留意事項

(1) 占用許可申請時の写真及び平面図 **取扱変更**

ア 占用許可申請時に添付する現況写真は道路全幅（舗装幅員も併記）及び現況状況が
明瞭となるように近景及び遠景を横断及び縦断方向から撮影し、栃木県土木工事共
通仕様書中の写真管理基準（案）に準拠し写真を管理し添付する。

イ 平面図には**別図1**を参照し影響範囲を審査することができる情報を明記する。（影
響検討線を現地で確認し、舗装復旧範囲を明瞭に記載する。）

(2) 水路管理者への放流同意書等の添付

➤ 条件を満たし浄化槽処理水を道路側溝へ放流するとき及び法定外公共物への浄化
槽処理水、雨水排水の放流又は水路敷きを占用するときは水路管理者（土地改良区等）
に同意を得ること。ただし、水路管理者から「申請不要・同意は出せない」などの話
があった場合は、経緯書を添付する。

(3) 帰属物件の明記

➤ 申請時に占用する物件中に市等へ帰属する物件がある場合は備考欄に記載する。

(4) 標準処理期間

ア 標準処理期間に係る日数（申請の処理に要する期間の「目安」）は、申請書等が市
の事務所に到達した日から起算し、当該申請に対する処分を行うまでの日数とし、当
該期間の範囲内で処理するものとする。

イ 次に掲げる日数は、標準処理期間に係る日数に参入しないものとする。

(ア) 申請書等の不備を補正するために要する日数

(イ) 申請の途中で申請者が申請内容を変更するために要する日数

(ウ) 特別の事情により、審査のために資料を追加するために要する日数

(エ) 関係法令との調整に要する日数

(オ) 警察協議が必要な場合の協議に要する期間

(カ) 小山市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に規定する市の休日の日数

ウ 標準処理期間は原則として3週間（変更の場合は2週間）とする。

エ 先例がない場合や特に慎重な検討を要するものは標準処理期間を適用除外とする。

➤ 上記標準処理期間を考慮し期間に余裕をもって申請する。

※その他記載例を参考に申請時に記載事項及び添付書類に不備がないようにする。

2 舗装の復旧方法

(1) 影響幅 **変更**

- 不等沈下防止のため影響幅を「300mm」から「400mm」へと変更する。

(2) 本復旧範囲の検討条件 **変更**

- 影響幅同様の理由から本復旧の範囲から舗装の残が「1.0m以下の場合は全幅で復旧」としていたものを「1.2m以下の場合に全幅又は半幅で復旧する」ものへと変更する。

ア **別図1**のとおりセンターライン、既設舗装目地、既設側溝及び舗装端を影響部検討線とし、影響部検討線と本復旧線の離隔が1.2m以下の場合は影響部検討線まで復旧するものとする。ただし、復旧範囲に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

イ 歩道は車道とは異なり原則本復旧時に歩道部全幅で舗装を復旧する。

ウ 本復旧は申請で許可した計画どおり復旧することを原則とし、申請時で把握できなかった影響部及び施工によって復旧が必要となった場合は当該範囲を加えて復旧するものとする。

(3) 本復旧までの自然転圧期間 **変更**

ア 本復旧後に不等沈下が見られるため、自然転圧期間を「1ヶ月以上」から「3ヶ月以上1年未満」へと変更する。

イ 3ヶ月以上を最低自然転圧期間とし1級（1桁道路）・2級市道（2桁道路）、都市計画道路（都市計画課で確認）、掘返し規制期間該当道路（道路新設工事、道路改良工事及び舗装修繕工事施工から3年未経過路線）については、交通量が多いことから6か月以上1年未満の期間が経過後に本復旧を行うこととする。

(4) 本復旧の形状 **変更**

ア 「長方形」から「台形又は平行四辺形」の復旧方法へと変更する。ただし、歩道部の復旧は長方形での復旧とし、台形又は平行四辺形による復旧は適用しない。

イ 「台形又は平行四辺形」での復旧方法については**別図1**のとおりとする。

(5) 舗装構成

- **別図1**の標準断面図にて復旧するものとする。ただし、現況が標準断面図よりも強度の高い舗装構成だった場合は原形復旧とする。なお、標準断面図は上水道（給水管布設）も同様の取扱いとする。

※ 仮復旧時もプライムコート等の適切な処理を行い復旧する。

(6) 掘返し規制期間の復旧方法

- 掘返し規制期間における復旧方法は**別図2**のとおりであることを踏まえ計画する。

3 その他

(1) 工事完了届

ア 工事完了届は、道路占用許可条件のとおり工事種別に写真を管理し、埋設管布設状況→埋戻し状況（高さ管理）→舗設状況（高さ管理及び影響幅の管理）は最低限確認できるもの※を添付し提出する。

※ 占用工事の施工については栃木県土木工事共通仕様書を準拠して行うものとし、工事完了届には同書中の写真管理基準（案）に基づき写真を管理し添付する。

イ 工事完了届を受領し工事完了検査を実施し合格したときは、工事完了届の受領日又は修繕日を以て工事検査に合格した日（以下「工事検査合格日」という。）とする

(2) 工事完了後の補償期間 **取扱変更**

ア 工事検査合格日から起算して2年間を補償期間とする。ただし、工事完了届の提出がない場合は、完成後2年以上経過しても復旧工事を命じるものとする。

(3) 本改正事項の適用

➤ 本改正事項は令和6年4月1日以降の申請分から適用する。ただし、令和6年9月30日までの期間において、やむを得ず本改正事項による施工が困難な場合※は施工方法を協議し決定するものとする。

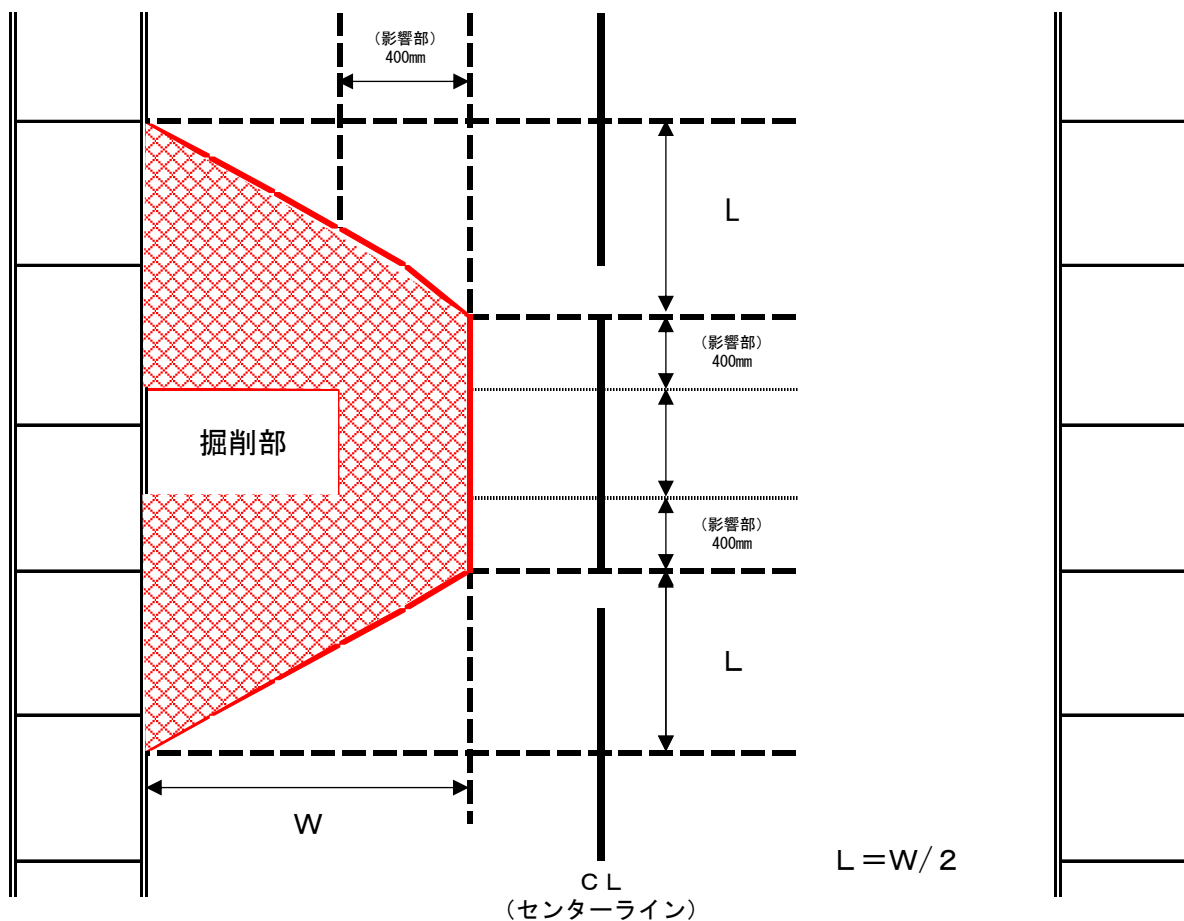
※ 本通知以前に施工計画を立案及び見積を算出しており、対応が著しく困難であると認められる場合及びこれらに類する場合とする。

【復旧における改正事項一覧表】 **別表1**

	改正事項	改正前	改正後
1	影響幅	300mm以上	400mm以上
2	本復旧範囲の検討条件	1.0m未満の場合、影響幅に加える。	1.2m以下の場合、影響幅に加える。
3	自然転圧期間	1ヶ月以上	3ヶ月以上1年未満
4	本復旧形状	長方形	台形又は平行四辺形

【その他留意事項一覧表】 **別表2**

その他留意事項			
1	申請時の添付書類	5	掘返し規制期間の復旧方法
2	舗装構成	6	放流同意等の添付
3	工事完了届の届出方法	7	適用後の移行期間
4	工事完了後の補償期間		



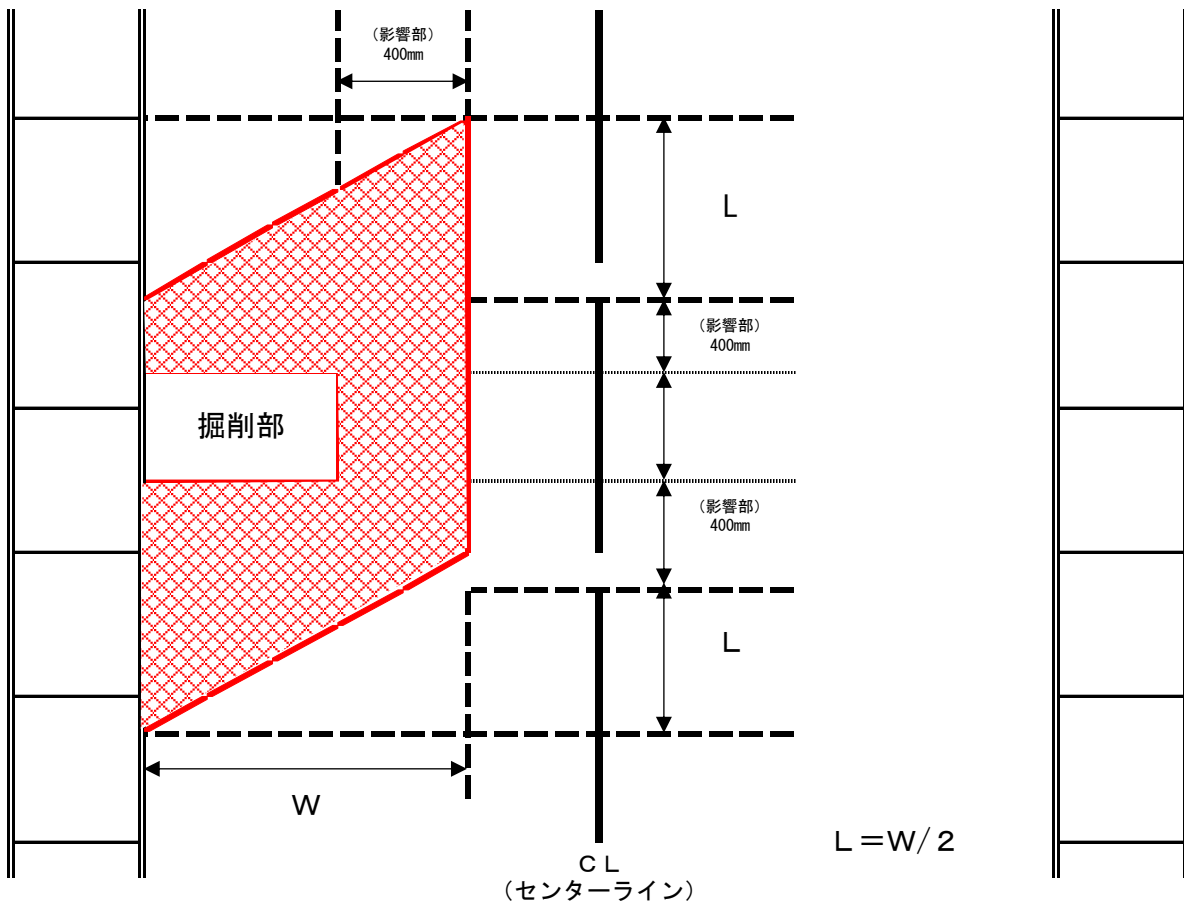
掘削部先端より影響部（400mm）を含んだ範囲（W）がセンターライン（CL）を超えない場合は、その影響部を含んだ広がり（L）を持たせた台形又は平行四辺形で復旧を行います。（ $W = \text{掘削部} + 400\text{mm}$ ）

LについてはWの2分の1のふくらみを持たせた形になります。施工時には、現状の舗装部分と復旧部分との段差がつかないように擦り付けてください。

※1 CLがない場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央とみなします。

※2 センターライン、既設舗装目地、既設側溝及び舗装端を影響部検討線とし、影響部検討線と本復旧線の離隔が1.2m以下の場合は影響部検討線まで復旧するものとする。ただし、復旧範囲に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

標準的な復旧方法（その２）※片側平行四辺形



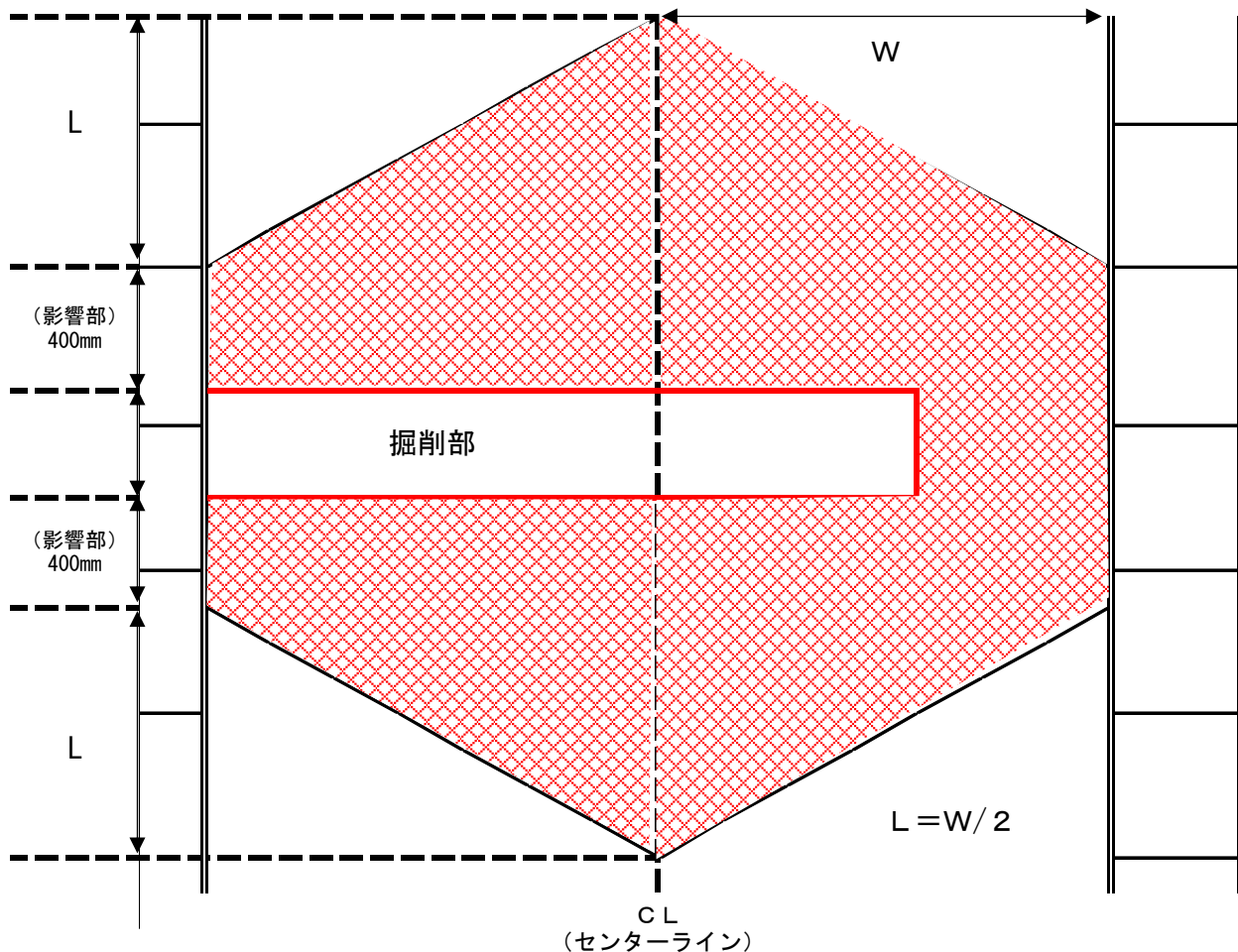
掘削部先端より影響部（400mm）を含んだ範囲（W）がセンターライン（CL）を超えない場合は、その影響部を含んだ広がり（L）を持たせた台形又は平行四辺形で復旧を行います。（ $W = \text{掘削部} + 400\text{mm}$ ）

LについてはWの2分の1のふくらみを持たせた形になります。施工時には、現状の舗装部分と復旧部分との段差がつかないように擦り付けてください。

※1 CLがない場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央とみなします。

※2 センターライン、既設舗装目地、既設側溝及び舗装端を影響部検討線とし、影響部検討線と本復旧線の離隔が1.2m以下の場合は影響部検討線まで復旧するものとする。ただし、復旧範囲に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする。

標準的な復旧方法（その3）※両側台形



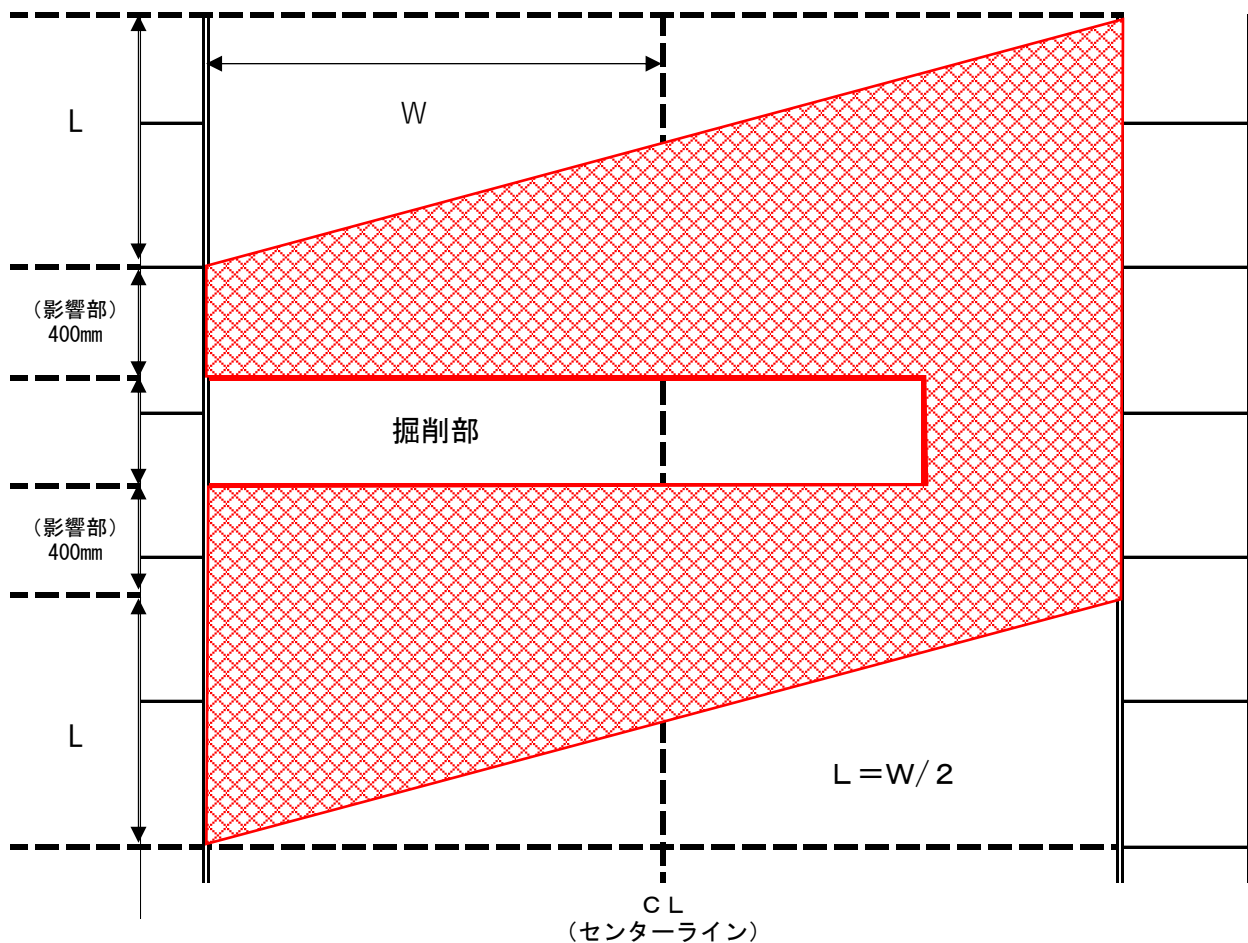
掘削部先端より影響部（400mm）を含んだ範囲（W）がセンターライン（CL）を超える場合は、図のようなひし形で全面復旧を行います。※状況に応じて（その4）を適用

LについてはWの2分の1のふくらみを持たせた形になります。
 施工時には、現状の舗装部分と復旧部分との段差がつかないように
 擦り付けてください。

※1 CLがない場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央とみなします。

※2 センターライン、既設舗装目地、既設側溝及び舗装端を影響部検討線とし、影響部検討線と本復旧線の離隔が1.2m以下の場合は影響部検討線まで復旧するものとする。ただし、復旧範囲に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする

標準的な復旧方法（その４）※両側平行四辺形



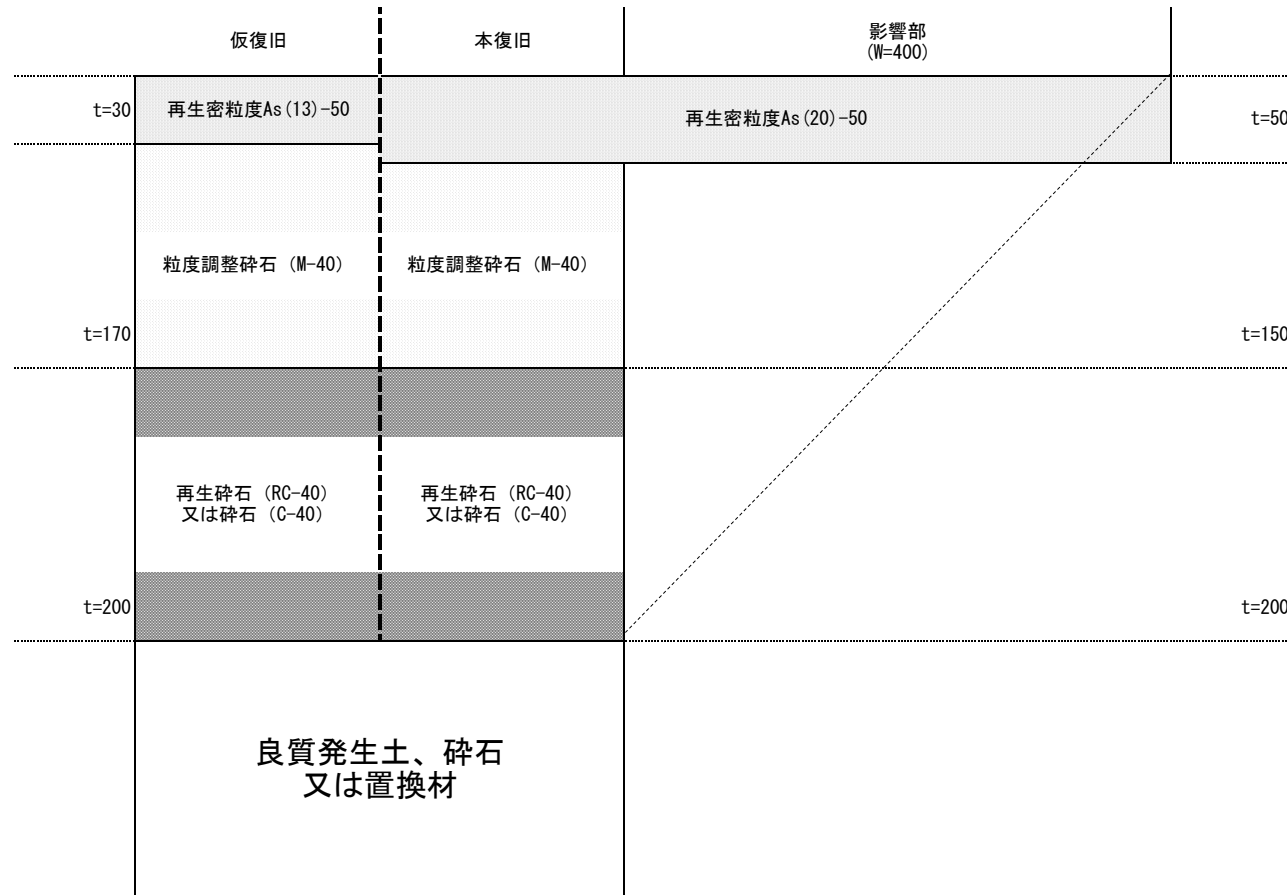
掘削部先端より影響部（400mm）を含んだ範囲（W）がセンターライン（CL）を超える場合は、図のような平行四辺形で全面復旧を行います。※状況に応じて（その３）を適用

LについてはWの2分の1のふくらみを持たせた形になります。施工時には、現状の舗装部分と復旧部分との段差がつかないように擦り付けてください。

※1 CLがない場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央とみなします。

※2 センターライン、既設舗装目地、既設側溝及び舗装端を影響部検討線とし、影響部検討線と本復旧線の離隔が1.2m以下の場合は影響部検討線まで復旧するものとする。ただし、復旧範囲に近接する範囲内にクラックや凹凸があり、振動、騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、その範囲までを復旧範囲とする

標準復旧断面図

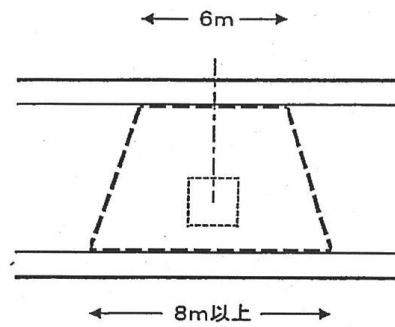
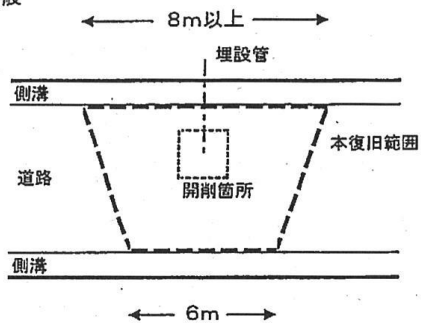


※本図面は標準断面図であり、占用区間における舗装構成が本断面よりも強度の高いものであった時は原形断面で復旧を行うものとします。

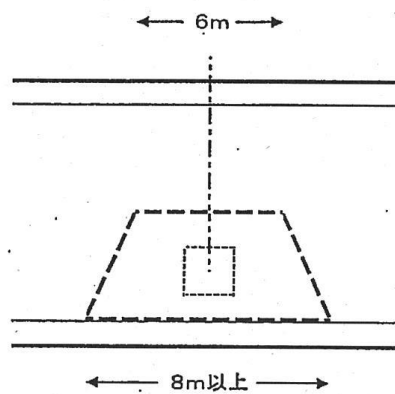
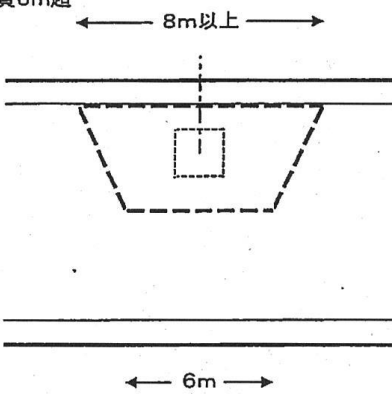
掘返規制路線における掘削工事の本復旧範囲(基本図)

建設水道部 道路課

① 一般

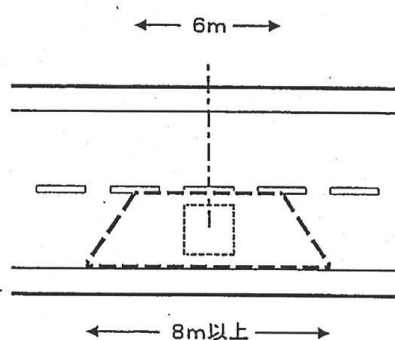
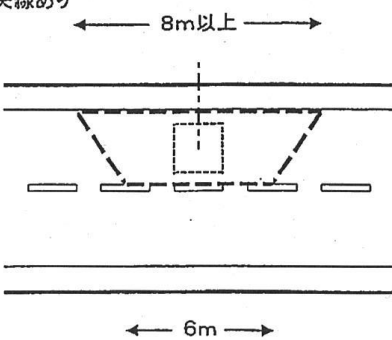


② 幅員6m超



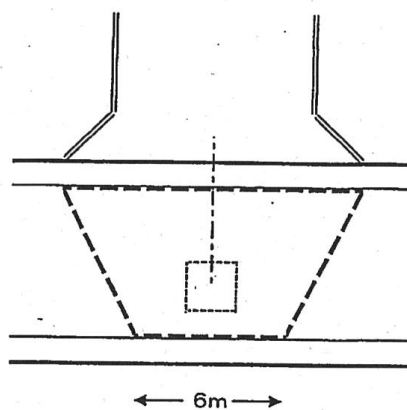
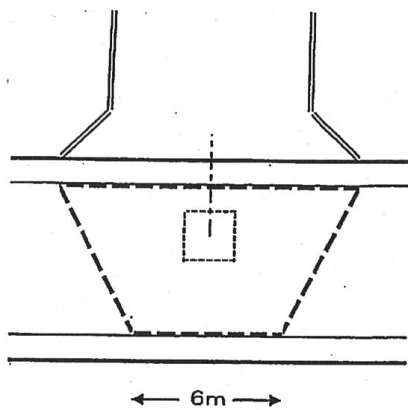
※ 開削工事の場合は①に準ずる

③ 中央線あり

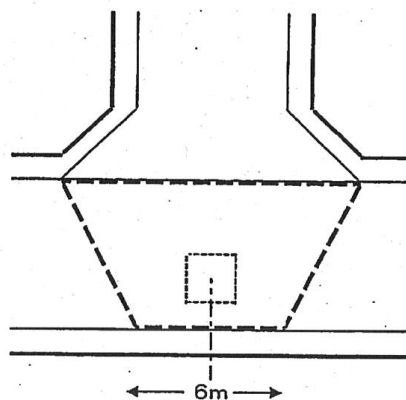
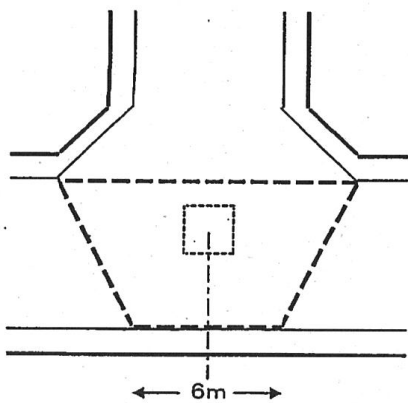


※ 開削工事の場合は①に準ずる

④ 交差点(開発道路・通路)



⑤ 交差点(市道等)



⑥ 交差点(狭小道路)

